

1. 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、次の算式により求めた金額が税額から差し引かれます。

課税所得金額別の調整控除額	
課税所得金額	調整控除額
200 万円以下の場合	次のいずれか小さい方の額の 5% (町民税 3%、県民税 2%) ・ 人的控除額の差の合計額 ・ 課税所得金額
200 万円を超える場合	{ 人的控除額の差の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円) } × 5% (町民税 3%、県民税 2%) ※この額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします。
所得税と個人住民税の人的控除額の差	
控除の種類	人的控除額の差
障害者控除 (普通)	1 万円
障害者控除 (特別)	10 万円
障害者控除 (同居特別)	22 万円
寡婦控除 (一般)	1 万円
ひとり親控除	5 万円
勤労学生控除	1 万円
配偶者控除 (一般)	5 万円
配偶者控除 (老人)	10 万円
配偶者特別控除 (38 万円超 40 万円未満)	5 万円
配偶者特別控除 (40 万円超 45 万円未満)	3 万円
扶養控除 (一般)	5 万円

扶養控除（特定）	18万円
扶養控除（老人）	10万円
扶養控除（同居老親等）	13万円
基礎控除	5万円

4. 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

課税総所得金額等が1,000万円以下の場合				
	町民税		県民税	
配当所得額（下記を除く）	1.6%		1.2%	
私募証券投資信託の収益の分割 （一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%		0.6%	
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%		0.3%	
課税総所得金額等が1,000万円を超える場合				
	1,000万円以下の部分町民税	1,000万円以下の部分県民税	1,000万円超の部分町民税	1,000万円超の部分県民税
配当所得額（下記を除く）	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託の収益の分割 （一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

3. 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

4. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

平成 21 年 1 月～令和 7 年 12 月の入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。控除限度額は、原則として、所得税の課税総所得金額等の 5%（最高 9.75 万円）ですが、特例的な措置として、平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月（一定の要件を満たす場合は令和 4 年 12 月）の入居者については、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の 7%（最高 13.65 万円）に拡充しています（控除期間は入居時期等により 10 年もしくは 13 年）。

5. 寄附金税額控除

前年中に都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部、兵庫県または多可町の条例で指定した法人・団体に寄附した場合、一定の方法により求めた金額が町県民税から控除できます。

6. 配当割額控除額

上場株式等の配当については、支払われる時に町県民税配当割（5%）が特別徴収され、申告不要となりますが、申告した場合は、特別徴収された配当割額が税額から差し引かれます。

7. 株式等譲渡所得割額控除額

特定口座における上場株式等の譲渡所得については、証券会社により町県民税株式譲渡所得割（5%）が特別徴収され、申告不要となりますが、申告した場合は、特別徴収された株式等譲渡所得割額が税額から差し引かれます。